

資料 3

国連環境計画（UNEP）における水銀管理に関する検討について

1. これまでの検討経緯

- UNEP では、2001 年より、地球規模での水銀汚染に関連する活動を開始し、2002 年には水銀の人への影響や汚染実態についてまとめた報告書を公表（水銀アセスメント）。
- 2007 年 2 月に開催された第 24 回 UNEP 管理理事会では、水銀対策のための条約制定の可能性も含め、対策強化の選択肢を検討するための作業グループの設置等の決議が採択された。この決議を受けて、2007 年及び 2008 年に作業グループ会合が開催され、水銀対策強化に関し、「自主的取組の強化」、「法的拘束力のある文書の策定」について議論し、対策内容等について共通の要素がまとめられた。
- 2009 年 2 月に開催された第 25 回 UNEP 管理理事会において、2013 年までに水銀規制に関する条約を制定すること及びそのための政府間交渉委員会（以下、「INC」という。）を設置することを合意した。また、INC の準備のための作業グループ会合を 2009 年後半に開催することについても合意された。
- 第 25 回 UNEP 管理理事会の決定を受けて開催された作業グループ会合では、第 1 回 INC を 2010 年 6 月にストックホルムで開催することや INC における手続き規則の案等について合意された。

2. 政府間交渉委員会（INC）

(1) 検討事項

- (a) 条約の目的の明確化
- (b) 水銀供給の削減と環境上適正な保管能力の強化
- (c) 製品及び工程中の水銀需要の削減
- (d) 水銀の国際貿易の削減
- (e) 水銀の大気放出の削減
- (f) 水銀含有廃棄物及び汚染サイト回復に関する取組
- (g) 意識啓発と科学的情報交換を通じた知識の増大
- (h) 途上国の、キャパシティビルディング及び技術・資金支援
- (i) 遵守への取組

(2) 予定

- | | |
|------------|--|
| 2010 年 6 月 | 第 1 回政府間交渉委員会（ストックホルム）
（以降、計 5 回程度開催予定） |
| 2013 年 2 月 | 第 27 回 UNEP 管理理事会に検討結果を報告 |

3. 国際的な水銀管理に向けた我が国の貢献

- 我が国は、第1回、第2回作業グループ会合及び INC の準備のための作業グループ会合においてアジア・太平洋地域代表を務め、当該地域の意見の取りまとめ、国際的な議論への反映に努めるとともに、会議全体の議長団の一員として、議論の進展のために知的貢献を行った。
- これに先立ち、2008年9月には、東京において同地域諸国を招いてコンサルテーション会合を開催し、UNEP での議論への理解を促進するとともに、日本が経験した水俣病の詳細や、製造工程等の転換に関する経験、測定法等について知見を提供した。
- UNEP 水銀パートナーシップにおいて、水銀廃棄物管理分野のリードを務めており、2009年3月に東京において同パートナーシップ廃棄物分野会合を開催する等、水銀廃棄物の適正処理に係る知見のとりまとめ等に積極的に貢献している。

(お知らせ)

「UNEP 水銀に関するアドホック公開作業グループ会合」の結果について

平成21年10月26日(月)
環境省総合環境政策局
環境保健部環境安全課
直通：03-5521-8260
代表：03-3581-3351
課長：早水 輝好(内線 6350)
課長補佐：関谷 毅史(内線 6353)
係長：栗栖 雅宜(内線 6360)
担当：寺井 徹(内線 6356)

10月19日から23日まで、バンコクにおいて「UNEP水銀に関するアドホック公開作業グループ会合」が開催されました。今回の会合では、水銀規制に関する条約について議論するために来年以降開催が予定されている政府間交渉委員会（INC）の準備に関する議論やUNEP水銀プログラムによる活動報告等がなされました。

議論の結果、今後の交渉に向けて、条約で定めるべき内容についてUNEP事務局が選択肢を記した資料を準備することや、政府間交渉委員会の手続規則の案などについて合意されました。なお、第1回INCは、2010年6月7日～11日にストックホルム（スウェーデン）において開催することになりました。

1. 背景

国連環境計画（UNEP）においては、2001年より地球規模での水銀汚染に関連する活動（UNEP水銀プログラム）を開始し、2005年からは鉛及びカドミウムも対象に加えて活動（UNEP重金属プログラム）を行っています。

2009年2月にナイロビで開催された第25回UNEP管理理事会では、水銀管理についての条約制定に向けて、2010年に政府間交渉委員会（INC）を設置し、2013年までにその結論を得ることが決定されました。

また、同理事会においては、INCの準備のため、「水銀に関するアドホック公開作業グループ会合」（以下「作業グループ会合」という。）を今年後半に設置・開催することについても決定されました。今回の作業グループ会合はこの決定を受けて開催されたものです。

2. 作業グループ会合の日程・議題等

(1) 会議期間・開催地

会議期間：2009年10月19日(月)～23日(金)

開催地：バンコク(タイ)

(2) 主な議題

○ INCの準備について(スケジュールや組織的事項等)

○ UNEP水銀プログラムの活動報告

(3) 会議文書等

議題、会議文書等は UNEP のウェブサイト (<http://www.chem.unep.ch/>) から入手可能です。

(4) 我が国からの出席者

我が国からは、環境省及び外務省の担当官が出席しました。

3. 作業グループ会合の結果の概要

(1) 作業グループ会合の議長団について

議長：ジョン・ロバーツ(英国環境食料農村省化学・ナノテクノロジー部次席：西欧その他地域代表)

副議長：日本(関谷 毅史環境省環境安全課課長補佐)：アジア太平洋地域代表、ウルグアイ：ラテンアメリカカリブ海地域代表、ナイジェリア：アフリカ地域代表、ベラルーシ：中東欧地域代表

(2) INC の準備について (スケジュールや組織的事項等)

○ INC の開催時期等について

第 25 回 UNEP 管理理事会の決議において、2013 年までに INC における議論の結論を得ることとされていることを踏まえて、UNEP 事務局より 2013 年 1 月までに INC を 5 回開催することが提案されました。第 1 回の INC は、2010 年 6 月 7 日～11 日にストックホルム (スウェーデン) において開催されることになりました。

また、今後の交渉に向けて UNEP 事務局が INC に提供する情報のリストが合意されました。具体的には、条約の構成やその内容について選択肢を記した資料や、資金支援や技術移転に関する選択肢に関する情報等を UNEP 事務局がとりまとめて提供することになりました。

○ INC の組織的事項について

INC における手続規則の案が合意されました。同案においては、INC では各国連 5 地域から 2 名ずつ議長団のメンバーを選出し、その中から 1 名が議長を、他の 9 名が副議長 (うち 1 名は書記を兼務) を務めることとされ、INC1 までに各地域内で議長団の候補を選定することとされました。今回合意された手続規則案は、第 1 回 INC において採択に付されることとなります。

○ INC における検討事項に関する情報共有

水銀の供給の削減、余剰水銀の長期保管、水銀含有廃棄物の管理等、今後 INC において検討されることが見込まれる具体的課題について、専門家等が現状や今後期待される取組について発表を行い、情報共有が図られました。我が国は、バーゼル条約の下での水銀含有廃棄物の適正管理に関する技術ガイドラインの策定や同廃棄物の適正管理に係る具体的な事例等を盛り込んだガイダンスの作成を引き続き主導していくことを表明しました。

(3) UNEP 水銀プログラムの活動報告

UNEP 事務局より、水銀プログラムの活動として、水銀の排出に関する報告

書の更新や UNEP 水銀パートナーシップの活動について報告がなされました。

今後、水銀の排出に関する報告書の更新のために必要なデータの提供を各国に求めるとともに、提供されたデータを基に報告書が更新される予定です。また、UNEP 水銀パートナーシップについては、引き続き継続・強化していくことが合意されました。

4. 今後の予定について

今回の作業グループ会合の結果を受けて、来年6月にストックホルムにおいて第1回 INC が開催され、2013年に結論を得ることを目指して条約交渉が開始される予定です。我が国は、水俣病経験国として、今後ともアジア太平洋地域グループ及び他地域グループ、事務局等との緊密な連携・意見交換等を通して、水銀規制に関する条約制定に向けた国際的な議論を主導していく予定です。

また、条約交渉と並行して、世界各国における水銀汚染対策の強化を進めるため、UNEP 水銀パートナーシップにおける廃棄物分野を主導すること等を通して自主的取組についても引き続き積極的に取り組んでいくこととしています。